

主要作物種子法廃止に際し日本の種子保全の施策を求める意見書

4月14日、主要作物種子法（以下種子法）の廃止法案が可決成立しました。このことにより来年4月より種子法は廃止となり、1952年より我が国の農業と国民の食生活を支える主要作物としての米、麦、大豆の種子の生産及び普及を都道府県に義務づけてきた法的根拠が実質的に失われることとなります。

種子法は、主要作物の自給を維持し、産地の分散化や品種の多様性という食料安全保障上極めて重要な部分を支えてきたものであり、とりわけ基幹作物としての米は、価格面、優良品種の維持や開発、品種の多様性などの面で影響を受けることが懸念されます。

また、栽培条件が厳しい地域においては、その地域に適合する品種の開発や研究が立ち遅れる可能性があるほか、現在都道府県が行っている品種開発などの体制が縮小されることも懸念され、今後の種子確保や農作物の安定供給に影響を及ぼすことも考えられます。

参議院での決議にあたっての附帯決議では、都道府県での財源確保、種子の国外流出防止、種子独占の弊害の防止、生産地の生産環境に対応した多様な種子の生産の確保などが求められています。

政府においては食料主権の観点から本附帯決議の実現に努めるのはもちろんのこと、日本の種子を保全するための新たな法整備を行うなど、積極的な施策を求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成29年12月20日

北海道名寄市議会

内閣総理大臣 }
農林水産大臣 }
経済産業大臣 } 宛